相模原市公告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法第６条第１項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により次のとおり公告し、届出及び添付書類は令和９年３月８日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和９年３月８日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

令和８年１１月６日

相模原市長　本村　賢太郎

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

名　　称　　ミウィ橋本

所　在　地　　相模原市緑区橋本三丁目９番

２　大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名　　称　　住友商事株式会社

代　表　者　　代表取締役　上野　真吾

住　　所　　東京都千代田区大手町二丁目３番２号

３　変更した事項

（１）大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
大貫　一男 神奈川県相模原市緑区橋本三丁目１１番７号 ほか１６者	大貫　一男 神奈川県相模原市緑区橋本三丁目１１番７号―４０３号 ほか１６者

（２）大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ロピア 代表取締役　髙木　勇輔 川崎市幸区南幸町二丁目９番地 ほか４６者	株式会社ロピア 代表取締役　大久保　恒夫 川崎市幸区南幸町二丁目９番地 ほか４９者

４　変更の年月日

（１）令和８年１０月１日

（２）令和８年８月２８日　ほか

５　届出年月日

令和８年１０月２６日

６　縦覧期間

令和８年１１月６日から令和９年３月８日まで

７　縦覧場所及び意見の提出先

相模原市中央区中央２丁目１１番１５号

相模原市役所環境経済局経済部産業支援・雇用対策課